

資料編

- 1 霧島市障害者自立支援協議会設置要綱
- 2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会設置要綱
- 3 計画策定までの主な調査、会議等
- 4 用語集
- 5 関係法令の概要
- 6 相談支援事業所との意見交換会

1 霧島市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 霧島市の障がい児・者に対する保健・福祉施策、障がい者福祉等に関する計画の策定や事業等を実施するとともに障がい者の虐待防止や差別解消の推進に関して必要な意見の集約を図るため、霧島市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる協議を行う。

- (1) 相談支援事業等の困難事例への対応についての協議、調整に関する事
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事
- (3) 障がい者の地域生活支援及び就労促進に関する事
- (4) 発達障害を含む障がい児の支援に関する事
- (5) 障がい者の権利擁護に関する事
- (6) 障がい者計画の策定に関する事
- (7) 障害福祉計画の策定に関する事
- (8) 障がい児計画の策定に関する事
- (9) 障がい者の虐待防止に関する事
- (10) 障がい者の差別解消の推進に関する事
- (11) 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療の提供を必要とする状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）の地域支援に関する事
- (12) 精神障がい者の地域包括ケアに関する事
- (13) その他協議会が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから15人以内で組織する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 教育、雇用関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長があらかじめ委員の中から指名し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条の所掌事務に係る専門的事項を審議させるため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長、副部会長及び部員は会長が委嘱する。

3 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会の会議の結果を会長を経由して協議会に報告する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、障がい者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、第2条に規定する協議を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員等を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部長寿・障害福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要に応じ協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

2 霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会設置要綱

霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害を持つ人が住みよい地域づくりを重点に、障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に策定（運営・推進）するため、霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査、審議する。

- (1) 障がい者計画原案に関する事項
- (2) 障害福祉計画原案に関する事項
- (3) その他障がい者計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

4 委員は、総務部長、企画部長、生活環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育部長、保健福祉政策課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部 長寿・障害福祉課においておこなう。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、決裁日から施行する。

3 計画策定までの主な調査、会議等

年月日	名 称
平成 29 年 11 月 29 日	第 1 回霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定委員会
平成 30 年 1 月	福祉に関するアンケート実施
平成 30 年 1 月 30 日	第 1 回霧島市障害者自立支援協議会
平成 30 年 2 月 8 日	第 2 回霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定委員会
平成 30 年 2 月 9 日～ 平成 30 年 2 月 23 日	パブリックコメント
平成 30 年 2 月 14 日	第 2 回霧島市障害者自立支援協議会
平成 30 年 2 月 22 日	霧島市相談支援事業所との意見交換会
平成 30 年 2 月 28 日	第 3 回霧島市障がい者計画及び障害福祉計画策定委員会
平成 30 年 3 月 2 日	第 3 回霧島市障害者自立支援協議会

独自調査等の概要

○ 霧島市相談支援事業所との意見交換会

対 象	相談支援専門員（参加者 7名）
目 的	地域の障がい者の生活を支援している相談支援専門員の意見を計画に反映させることを目的とし、意見交換会を実施した。
内 容	「霧島市に欲しいサービス」について参加者が自由に意見を出し合った。
主な意見	① 障害者（児）が立ち寄れる場所 ② 親兄弟の支援 ③ 移動支援

4 用語集

【あ】

●インクルーシブ教育 (P45, P47に掲載)

障害者権利条約第24条において、教育についての障がい者の権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障がい者を包容する教育制度および生涯学習を確保するとしており、この包容する（障がい者を排除しない）教育制度を指す。

●意思決定支援ガイドライン (P32, P33に掲載)

意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめたもの。

●意思疎通器具 (P58に掲載)

コミュニケーションエイドの一種で、身体障がい者に給付される補装具としての名称。外観上の本体は一般的なパーソナルコンピュータで、操作に必要なスイッチ・リモコン類、プリンタが接続される。かぎりなくゼロに近いわずかな身体動作で、自分以外の存在に“思考”を伝えるための福祉機器である。

●移行支援シート (P45に掲載)

就学前、就学中、卒業後などの各ライフステージにおいて、子どもの相談・支援にかかわる教育、福祉、保健、医療、労働機関などそれぞれの相談内容や支援内容を記したものをシート化したもの。

●医療的ケア (P5, P45, P58, P89, P90, P93に掲載)

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯がある。

●医療型児童発達支援センター (P90に掲載)

児童発達支援センターは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設である。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、「医療型」は、上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行う施設である。

●胃ろう (P45, P93に掲載)

口から飲食できなくなった人に、誤えん防止などのため口以外の場所から胃に栄養分を入れる人工的栄養補給法。認知症や脳血管障害で摂食が困難になった人、神経筋疾患で物を飲み込めなくなった人、食道や胃噴門部に狭窄(きょうさく)がある人などが対象。

●N I C U (P93に掲載)

新生児の集中治療室 (I C U)。低出生体重児 (未熟児) や、先天性の病気のある重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療を 24 時間体制で提供する。

【か】

●基幹相談支援センター (P29, P31, P81 に掲載)

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務 (身体障害・知的障害・精神障害) 及び成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行う。

●キャリア教育 (P48 に掲載)

キャリア (経験) を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

●共生型サービス (P59 に掲載)

ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイにおいて、高齢者 (介護保険サービス) や障がい者 (児) (障害福祉サービス) が共に利用できること。

●緊急速報メール (P43 に掲載)

気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報」、国や地方公共団体が配信する「災害・避難情報」を、対象地域にいる携帯電話等の利用者に一斉に電子メールで通知するサービス。

●グループホーム (P1, P66, P78 に掲載)

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のことをいう。

●ケアホーム (P1 に掲載)

障害のある人が、家庭的な雰囲気の中で、世話人や生活支援員の支援を受けながら、身近な地域において共同生活を営む住まいの場のことをいい、重い障害があっても、必要な介護や日常生活上の支援等を受けながら利用できるようなところが、ケアホームと呼ばれる。障害者総合支援法においては「共同生活介護」のことをいう。2014(平成 26)年から、共同生

活介護は共同生活援助に統合された。

●ケアマネジメント（P93 に掲載）

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことをいう。

●高次脳機能障害（P1 に掲載）

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

●コーディネート体制（P25 に掲載）

関係者を調整し、全体をまとめる体制のこと。

●国立社会保障・人口問題研究所（P9, P10 に掲載）

厚生労働省の施設等機関、1939年に厚生省人口問題研究所として設立、1996年12月に特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された。人口研究・社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

●合理的配慮（P2, P55 に掲載）

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障害のある人が障害のない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことを言う。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられる。

【さ】

●指定特定相談支援事業所（P29, P93 に掲載）

障害のある人に対する相談支援について、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

●児童発達支援センター（P5, 87, 88, 90 に掲載）

児童福祉法の改正により、知的障害や肢体不自由といった障害のある児童が専門的に通う施設が一元化された。幼稚園は1クラス（園児35人以下）に教諭1人以上、保育園は園児20人（3歳児）に対して保育士1人以上が必要とされるが、児童発達支援センターは児童

4人に対して保育士または児童指導員1人以上が義務づけられている。

●就労移行支援事業所 (P48, P65, P69, P74に掲載)

就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う事業所。

●就労継続支援 (P33, P52, P73, P75に掲載)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業のことをいう。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類がある。

「A型」は、企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う。

「B型」は、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

●就労定着支援 (P30, P53, P55, P64, P65, P76に掲載)

一般就労に移行する障害のある方の増加により、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズ、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービス。

●自閉スペクトラム症 (P58に掲載)

生まれながらの脳の働きの違いから起こる発達障害の一つで、主に社会性に困難を抱える障害。原因は解明されていないものの、多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こるとされている。

●重度ALS (P58, P82に掲載)

筋肉を動かし、運動を行うための神経が障害される病気。神経の命令が伝わらないことによって、必要な筋肉がだんだん縮み、力が弱くなっていく。原因不明の進行性の病気で、難病に指定されている。

●重度心身障害者医療費の助成 (P33に掲載)

重度の身体障がい者及び知的障がい者の方が、保険医療機関（病院や保険薬局）に支払った医療費（一部負担金）について、支給を受けることができる制度。

（対象者）

身体障害者手帳 1・2級

療育手帳 A・A1・A2・知能指数 35 以下

身体障害者手帳 3級と療育手帳 B 1 または 知能指数 50 以下

●巡回支援専門員整備事業（P47, P86に掲載）

保育所など子供やその親が集まる施設などを発達障害に関する知識を有する専門員が巡回し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を図り、発達障がい児の福祉の向上を図ることを目的とした事業。

●小児慢性特定疾病（P58, P59に掲載）

18歳未満の子どもの病気のうち、以下の4つの項目を満たしていると厚生労働大臣が認定した子どもの病気のことを指す。

- ・慢性に経過する疾病であること
- ・生命を長期に脅かす疾病であること
- ・症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- ・長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること。

●ジョブコーチ（職場適応援助者）制度（P53, P55に掲載）

障害のある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障害のある人が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言などを行う制度。

●障害者就業・生活支援センター（P47、P51に掲載）

障害のある方の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

●障害者自立支援協議会（P8、P29に掲載）

障害のある方の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。障害者自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

●障害者総合支援法（P1, P3, P6, 他に掲載）

障がい者の範囲に難病を加え、障害支援区分を創設した。また、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加、サービス基盤の計画的整備など総合的に支援するための新たな施策。

●心身障害者扶養共済事業（P33に掲載）

障がい者を扶養する方が毎月一定額の保険料を支払うことで、扶養する方が万一死亡したり重度の障がい者になった場合に、障がい者は終身一定の年金を受け取ることができる、全国的な制度。

●身体障がい者（P3, 他に掲載）

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により1級から6級に認定される。

●身体障害者相談員（P27に掲載）

身体障害者福祉法に基づき設置される身体障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者。原則として身体障害のある人で人格識見が高く、社会的信望があり、身体障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実状に精通している者を市長が委託する。

●身体障害者手帳（P12, P13, 他に掲載）

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載される。

●ストマ装具（P56に掲載）

人工膀胱や人工肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排泄される「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。

●精神障がい者（P3, 他に掲載）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

●精神障害者保健福祉手帳（P14に掲載）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めた者に交付する手帳。1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・福祉サービス等を受けることができる。

●成年後見制度（P32, P81に掲載）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

【た】

●地域生活支援拠点（P4, P65, P66, P68 に掲載）

地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点。生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した施設。県の保健福祉圏域又は市町村に1ヶ所の整備が求められている。

●地域包括ケア（P20, P21, P57, 他に掲載）

障害のある方が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、障害福祉サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

●知的障がい者（P3, 他に掲載）

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

●知的障害者相談員（P27, P29, 他に掲載）

知的障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者で、原則として、知的障害のある人の保護者であって、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害のある人の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実状に精通している者を市長が委託する。

●デマンド交通（P40 に掲載）

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う、公共交通の一形態。霧島市では中山間の一部地域において、利用者の希望に合わせた事前予約型の運行を乗合タクシーで実施している。

●特別支援学級（P46 に掲載）

障害があるために通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うために、小中学校の中に設置された少人数の学級のこと。

●タブレット端末（P30 に掲載）

タブレット（平板）型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作するタッチパネルが採用されている。ノートパソコンより小さく軽いため、片手で持ちながら利用できる。インターネット検索や電子メール、動画、電子書籍、ゲーム、映画鑑賞など数多くの機能が盛り込まれている。

【な】

●内部障害（P12, P13, P24 に掲載）

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝機能障害をいう。

●難病（P1, P24, P58 に掲載）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和 47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、いわゆる障害者総合支援法では、障害福祉サービスの受給が可能な対象に 358 疾病による障害がある方加えられている。

●ニーズとデマンド (P30 に掲載)

介護の現場では、ニーズが利用者の生活を維持・向上させるために必要な要求であることに対し、デマンドはなくても生活に支障が出ないものも含めた要求・要望全般を示す。

●ノーマライゼーション [normalization] (P20, P21, P22, P25に掲載)

常態化、正常化、標準化。障害のある人や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベンクト・ニリエにより提唱。

●農福連携 (P33, P49に掲載)

担い手の高齢化と減少が進む農業分野と、障害のある方や高齢者らの働く場の確保を求める福祉分野の連携のこと。土に触れ、植物を育てることが癒やしにつながるとも期待されており、農林水産省や厚生労働省、地方自治体などが、農業の障がい者就労マニュアルを作成したり、農家と福祉施設をマッチングして農作業の受託、委託を進めたりしている。

【は】

●発達障害 (P1, P3, P24, P25, 他に掲載)

発達障害はいくつかのタイプに分類されており、自閉症、自閉症スペクトラム障害、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、学習障害、トゥレット症候群、吃音(症)、チック障害などがある。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でもまったく似ていないように見えることもある個人差がとても大きいという点が、「発達障害」の特徴といえる。

●バリアフリー[barrier free] (P20, P21, 他に掲載)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●福祉的就労 (P33, P49 に掲載)

障害などの理由により企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。

一般就労へ移行することを目的とした事業(「就労移行支援事業」、「就労継続支援事業(A型)」、「就労継続支援事業(B型)」)があり、働く意欲と能力のある方が企業等で働けるよう、雇用施策との連携が図られている。

●福祉避難所 (P41 に掲載)

1次避難所で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障害者向けに設けられる

2次避難所。災害救助法に基づき市町村が入所型福祉施設などと事前に協定を結ぶ。

●福祉有償運送（P40に掲載）

タクシー等による輸送サービスを補完するものとして、NPO、公益法人、社会福祉法人等が自家用自動車を使用して、会員登録した身体障がい者、要介護者の移送を、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価により行う、「自家用有償旅客運送」の一つ。道路運送法第78条第2号に該当する。

●フレックス（タイム）制度[flexitime system]（P55に掲載）

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。

●ブロードバンドサービス（P62に掲載）

従来のダイヤルアップ接続やISDNを使ったインターネット通信と比較して、より広帯域で高速な通信を提供する回線やサービスの総称。

●保育所等訪問支援（P5, P47, P87, P88, P91に掲載）

特別な支援ニーズのある対象児童について、児童の発達支援にかかわる専門的スタッフが、児童の集団生活の場である園、学校、施設などに月1、2回程度訪問し、個別的な支援を行うサービス。

●法人後見人（P47, P48に掲載）

個人でなく法人も成年後見人になることができるとされている。後見人には本人の親族や弁護士、司法書士などの個人がなることが多いが、福祉協議会や福祉公社などの法人も後見人になることが可能である。

●法定雇用率（P17, P49に掲載）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障害のある人の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【ま】

●民生委員・児童委員（P27に掲載）

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所そ

の他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

●メール119番 (P43に掲載)

聴覚・言語機能に障害のある方が緊急通報に利用するシステム。このシステムはEメール技術を利用しているため、パソコンはもちろんのこと、携帯電話などの移動体からの通報も受けることができる。

●メール110番 (P43に掲載)

言葉や聴覚が不自由な方などが事件や事故に遭ったときに、警察へ緊急通報する手段として、携帯電話やパソコンのメールを利用した通報を受けることができる。

【や】

●ユニバーサル社会 (P36 に掲載)

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

●ユニバーサルデザイン [Universal Design, UD] (P37, P38 に掲載)

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害の有無や能力がどうであるかを問わずに利用することができる、施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

●要約筆記 (P35, P61 に掲載)

聴覚障がいの方に話の内容、会議の進行、講演の内容などをリアルタイムで文字通訳する、筆記通訳のことで、人間の話言葉だけではなく、周辺の音声情報も通訳する。例えば放送での呼び出し、笑い声、チャイムの音なども伝える。聴覚障がい者も聞こえる人も同じ場所で、同じ情報を共有し、その場に参加できるように文字にして伝える。

【ら】

●リハビリテーション [rehabilitation] (P21, P56, P58, P59, 他に掲載)

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障害のある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

●療育手帳（制度） (P14に掲載)

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障害のある人や子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

●療育等支援事業（P47に掲載）

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）、発達障がい児（者）及びこれらの障害の疑いのある児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導，相談等が受けられる体制の充実を図ることを目的として、鹿児島県が実施している事業。

●レスパイト（P58に掲載）

乳幼児や障がい児（者）、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

5 関係法令の概要(近年の主な法整備)

法令名	成立・施行年	概要
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 (障害者虐待防止法)	平成 23 年 6 月成立 平成 24 年 10 月施行	障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであるとともに、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることを鑑み、虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進することを目的としている。
「障害者基本法」改正	平成 23 年 7 月成立 平成 23 年 8 月施行	障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律で、すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念としている。
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)	平成 24 年 6 月成立 平成 25 年 4 月施行 (一部、26 年 4 月施行)	これまでの「障害者自立支援法」の一部を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げ、新たな障害保健福祉施策を講ずることを目的としている。
「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 (障害者優先調達推進法)	平成 24 年 6 月成立 平成 25 年 4 月施行	障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としている。
「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」	平成 25 年 5 月成立 平成 25 年 6 月施行	成年後見人が付いた人(成年被後見人)が、選挙権・被選挙権を有することとなり、あわせて、選挙の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の見直しや病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化が行われた。

法令名	成立・施行年	概要
「障害者雇用促進法」 一部改正	平成 25 年 6 月成立 平成 28 年 4 月施行 (一部、交付日又は 30 年 4 月施行)	雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを目的としている。
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法)	平成 25 年 6 月成立 平成 28 年 4 月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。

6 相談支援事業所との意見交換会

日時：平成30年2月22日木曜日 18：30～

「霧島市に欲しいサービス」について主に次のような意見があった。

- ① 障がい者（児）が自由に立ち寄れる場所
- ② 親兄弟の支援
- ③ 移動手段の確保

① 障がい者（児）が自由に立ち寄れる場所について

中学校区に自由に立ち寄れる場所が欲しい。最初は不定期なイベントから始めて、人や場所を確保し、少しずつ定期的な開催になり、開催場所も広がっていくことが望ましい。

初めての場所に馴染めない子どもたちへは、ICTを活用し雰囲気慣れてもらえるような仕組みも欲しい。

② 親兄弟の支援について

①で集まる場所が出来ると、親同士、兄弟同士が悩みを共有することができる。集まる場所が増えていけば、世代的（縦）にも地域的（横）にも相談相手を見つけることができる。

③ 移動手段の確保について

朝の通学、通勤が困難な障がい者（児）がいる。支援がないためあきらめざるを得ない状況もある。社会福祉法人等に出来る範囲で移動支援の協力をいただき、それをつなげることで移動範囲が広がるのではないか。

第2次霧島市障がい者計画

第5期障害福祉計画

第1期障がい児福祉計画

2018（平成30）年3月

編集・発行 霧 島 市

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

電話：0995-45-5111 / F A X：0995-45-1900